

(案)

※本実施要領は令和4年度予算成立前のものであり、
今後変更される可能性があります。

外国人介護人材相談支援事業実施要領

1 目的

外国人介護人材に対して介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材相談支援事業実施団体公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材相談支援等に必要な内容とする。

(1) 相談支援等の実施

ア 相談支援の実施

事業実施団体は、外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備すること。具体的には、電話・メール・SNS等により、外国人介護人材からの相談に対して適切に助言及び情報提供等を行うこと。また、必要に応じて対面による相談支援を実施すること。

本事業の相談支援対象となる「外国人介護人材」は、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（介護福祉士養成施設の在校生のほか卒業生を含む）、在留資格「介護」により入国している者、介護職種における技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人など日本国内の介護施設等で就労（予定を含む）している外国人介護職員を想定している。このほか、外国人介護人材の受入施設等からの相談に対しても柔軟に対応すること。

また、相談事例と当該事例への対応結果を一覧に整理するほか、外国人介護人材等が抱える課題の解決に資する有益な情報については、SNSやホームページ等を活用しながら、できる限り関係者が広く閲覧できるようにすること。

(案)

効果的な相談支援を実施するため、相談支援の実施にあたっては、日本語の専門家、国内労働法規等に精通した者、介護分野の学習面・就職等の指導に適した者等を配置するとともに、できる限り多言語対応に配慮した体制とすること。

なお、相談支援の実施を通じて、相談者の属性や相談内容について、データベース化を図った上で集約・分析を行い、その実態を把握・整理するとともに、相談の質の確保のため、相談内容やその対応の共有を図ること。

イ 外国人介護人材向け交流会に関する業務の実施

外国人介護人材同士の交流機会の提供をはじめ、外国人介護人材の介護業務に関する就労上の悩み、日常生活上、社会生活上の悩みに関する相談を受け付けるほか、外国人介護人材に対して有益な情報を提供することなどを目的として、地域ごとに開催される外国人介護人材向け交流会について、「交流会の手引き（公益社団法人国際厚生事業団）」の内容などを踏まえつつ、実施に向けた支援を行うこと（全国7～8箇所以内）。また、支援を行った事例については、その実施方法等のポイントを整理した資料を作成すること。

(2) 介護分野の特定技能に関する業務支援等の実施

ア 特定技能協議会等の開催に係る事務局業務

「介護分野における特定技能協議会設置要綱」第8条に基づき、介護分野における特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野における特定技能協議会」及びその運営委員会（以下「協議会等」という。）に係る事務局業務を行うこと。

具体的には、協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信（介護福祉分野の制度や出入国在留管理制度関連の情報、巡回訪問等により情報収集した取組事例等）等の業務支援を行うこと。

イ 巡回訪問の実施

介護分野の1号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入施設等に対して巡回訪問を実施する。具体的には、巡回訪問により、当該特定技能外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該受入施設における当該特定技能外国人に対する支援の状況等についての情報を収集することや、巡回訪問先の関係者から意見を聴取するとともに、それらの結果を踏まえて、必要に応じて助言等を行うこと。なお、受入施設等の個別の状況等を踏まえ、受入施設等に実際に出向く形式とオンライン形式等

(案)

での実施を組み合わせて対応できるよう検討し、具体的な実施方針については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）と協議の上、決定すること。

また、情報収集の内容についても福祉人材確保対策室と協議の上、決定するとともに、情報収集した内容について、特定技能外国人の受入事例の把握にも活用できるよう、データベース化を図る等の管理を行うこと。

巡回訪問を開始するにあたり、訪問先や訪問時の取組内容等を記載した巡回訪問実施計画を作成すること。また、巡回訪問の結果をとりまとめ、当該特定技能外国人の受入れにあたっての実態や課題等を整理した報告書を作成すること。

(3) その他必要な取組

上記(1)及び(2)の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。